

『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ7 民法I』訂正表
(初版第1・2刷用)

- 18 ページ 必修問題 選択肢エ 一行解説： (第3刷で修正予定)

成年被後見人は、日常生活に関するもの以外は法定代理人の同意が必要。
→ 「同意」を「代理」に修正。

- 40 ページ No. 7 解説 選択肢イ： (第3刷で修正予定)

誤 では、地・不知で善意・悪意を区別する), …
正 では、知・不知で善意・悪意を区別する), …

- 83 ページ No. 3 解説 選択肢C 一行解説： (第3刷で修正予定)

誤 不動産の譲受人が、賃貸人の地位を賃借人に主張するには登記が必要である。
正 抵当権設定登記による抵当権の対抗力は、設定時の従物にも生じる。

- 158 ページ No. 3 解説 選択肢5 一行解説： (第3刷で修正予定)

誤 取り消すべき法律行為で、法定代理人はいつでも追認することができる。
正 取り消すことができる法律行為で、法定代理人はいつでも追認が可能。

- 169 ページ No. 2 解説 選択肢ア 下から2行目： (第3刷で修正予定)

…また、Aは自分で開発せず、他の…
→ 「A」を「B」に修正。

- 170 ページ No. 2 解説 選択肢イ： (第2刷で修正・一行解説は第3刷で修正予定)

相手方が条件不成就とみなしうるのは、故意に条件を成就させた場合である。
→ 「を成就させた」を「成就を妨害した」に修正。

条件の成就が妨げられることを知りながら、あるいは妨げる目的で、あえて条件成就を妨害するのは悪質であるとして、法は、相手方は条件不成就とみなすことができるとしている(130条1項)。→必修問題選択肢5

ただ、過失の場合はそこまでの悪質性はないので、相手方は条件不成就とみなすことはできない。

※ 上記の「不」の字を削除

以上